

電気供給業を行う法人の皆様へ

(令和3年3月)

電気供給業を行う法人の事業税は、「収入金額課税」となります。

このため、法人が再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用し、発電事業（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を行う場合も電気供給業に該当し、収入金額を課税標準として事業税額を算定し、申告していただく必要があります。

なお、令和2年度税制改正により、電気供給業のうち、小売電気事業等・発電事業等を営む法人の法人事業税は、従前の収入割に加え、資本金の額に応じて、付加価値割、資本割及び所得割が導入されることになりましたので申告の際は御留意ください。

1 電気供給業とは

電気供給業とは、電気事業法の適用の有無にかかわらず、事業の実態として電気を供給する事業をいいます。

2 収入金額課税とは

電気供給業については、「所得」ではなく、「収入金額」を課税標準として、法人の事業税が課せられます。これを「収入金額課税」（収入割）といいます。

3 課税標準となる収入金額の算定

(地方税法第72条の24の2第1項)

$$\text{収入金額(課税標準)} = \text{当該各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額} - \text{控除金額}$$

4 当該各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額とは

電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合はこれに準ずる方法により計算した収入）とし、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。

(主なもの)

- 各種電灯料収入
- 各種電力料収入（新エネルギー等の電気相当量に係るものを含む。）
- 遅収加算料金 ○せん用料金 ○電球引換料 ○配線貸付料
- 諸機器貸付料 ○受託運転収入 ○諸工料
- 水力又はかんがい用水販売代金等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等

※収入金額に消費税は含みません。ただし、消費税の納税義務が免除される事業者が徴収した消費税相当額については、電気事業会計規則による雑収益に該当することから、収入金額に含めます。

5 控除金額とは

(地方税法第72条の24の2第1項、地方税法施行令第22条 等)

(主なもの)

- 国又は地方団体から受けるべき補助金 ○固定資産の売却による収入金額
- 保険金 ○有価証券の売却による収入金額
- 不用品の売却による収入金額 ○受取利息、受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
- 電気事業者による再生可能エネルギー-電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料

6 課税方式の見直しについて

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち、小売電気事業等・発電事業等を営む法人の法人事業税の課税方式が以下のとおり見直されています。

法人の区分	課税方式	
	【改正前】	【改正後】 ※令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用
資本金又は出資金が1億円を超える小売電気事業等・発電事業等を営む法人	収入割	収入割＋付加価値割＋資本割
上記以外の小売電気事業等・発電事業等を営む法人	収入割	収入割＋所得割

※資本金又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定時期は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日）の現況によります。（地方税法第72の2第2項）

7 税率

令和3年3月1日現在の税率は以下のとおりです。

(1) 法人事業税

法人等の区分			課税標準	税率		
				平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
電気供給業	送配電事業を営む法人 (法第72条の2第1項第2号に掲げる法人)	収入割	収入金額	0.9%	1.0%	
	資本金又は出資金が1億円を超える小売電気事業等・発電事業等を営む法人 (法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人)	収入割	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
		付加価値割	付加価値額	－	－	0.37%
		資本割	資本金等の額	－	－	0.15%
	上記以外 (法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人)	収入割	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
所得割		所得	－	－	1.85%	

(2) 特別法人事業税

法人等の区分		課税標準	税率	
			令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
電気供給業	送配電事業を営む法人 (法第72条の2第1項第2号に掲げる法人)	基準法人収入割額	30.0%	
	小売電気事業等・発電事業等を営む法人 (法第72条の2第1項第3号に掲げる法人)	基準法人収入割額	30.0%	40.0%

8 電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）を併せて行う場合

【原則】

「電気供給業のうち送配電事業」、「電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等」又は「その他の事業」の部門毎に課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額により申告納付してください。

この場合において、各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の売上金額等最も妥当な基準によってあん分し、各事業の収入金額、付加価値額又は所得金額を算定してください。

（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県関係）第3章4の9の5）

【例外】

従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもの（※）であり、従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて、主たる事業に対する課税方式によって、課税標準額、税額を算定することができます。

※軽微なもの の判定

事業の実態に即して行うべきものですが、一般に、従たる事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものは、主たる事業の附帯事業として行われていると認められ、電気供給業を主たる事業に含め所得金課税方式によって算定し差し支えありません。

（地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県関係）第3章4の9の9）

9 確定申告書に添付する書類

令和2年4月1日以後に開始する事業年度からは、以下のとおりとなります。

法人等の区分		確定申告書	主な添付書類
電気供給業	送配電事業を営む法人 (法第72条の2第1項第2号に掲げる法人)	地方税法施行規則 第6号様式	・第6号様式別表6（収入金額に関する計算書）
	資本金又は出資金が1億円を超える小売電気事業等・発電事業等を営む法人 (法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人)	地方税法施行規則 第6号様式(その2)	・第6号様式別表6（収入金額に関する計算書） ・第6号様式別表5の2（付加価値額及び資本金等の額の計算書） ※他にも付加価値額や資本金等の額を求めるための添付書類が必要な場合があります。
	上記以外 (法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人)		・第6号様式別表6（収入金額に関する計算書） ・第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）

※ 電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）を併せて行う場合は、それぞれの事業に係る課税標準額を明らかにするため、それぞれの事業ごとに別表の提出が必要となります。

また、この場合、課税標準額の計算の別を明らかにした計算書を併せて御提出ください。

この計算書については、以下の様式を県庁ホームページに掲載していますので、参考としてください。

「電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）を併せて行っている場合の所得金額計算書」（参考様式）

※ 上記以外に、共通して、法人税法施行規則別表4（写）、貸借対照表、損益計算書の提出が必要です。

10 よくある質問

Q 1 新しく電気供給業を開始しましたが、届出は必要ですか。

- A 届出が必要です。次の届出書を提出してください。
- ①新規設立法人の場合
法人設立（設置）届（条例施行規則様式第142号）
 - ②上記届出書を提出している法人で、事業の開始、業種の変更があった場合
法人異動届（条例施行規則様式第142号の2）

Q 2 中間（予定）申告は必要ですか。

- A 電気供給業などの収入金額課税法人については、必ず中間（予定）申告を行う必要があります。

Q 3 電気供給業を行う予定でしたが、諸事情により電気の供給を開始できなかった場合の事業年度の課税はどうなりますか。

- A 電気供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しませんので、所得割（資本金が1億円を超える場合にあっては、付加価値割及び資本割を含む）により申告してください。

Q 4 「電気供給業」、「その他の事業（所得等課税事業）」を併せて行っている場合、繰越欠損金の控除に係る取扱いはどうなりますか。

- A 収入金額等課税事業（法第72条の2第1項第3号ロに掲げる小売電気業等・発電事業等を営む法人の所得に限る。）又は所得等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金に限ります。

※その他、ご不明な点があれば、お近くの県税・総務事務所までお問い合わせください。

宮崎県税・総務事務所	宮崎市橘通東1-9-10	TEL 0985-26-7274
日南県税・総務事務所	日南市戸高1-12-1	TEL 0987-23-7136
都城県税・総務事務所	都城市北原町24-21	TEL 0986-23-4589
小林県税・総務事務所	小林市細野367-2	TEL 0984-23-3194
高鍋県税・総務事務所	高鍋町大字北高鍋3870-1	TEL 0983-23-0213
日向県税・総務事務所	日向市中町2-14	TEL 0982-52-4147
延岡県税・総務事務所	延岡市愛宕町2-15	TEL 0982-35-1811

